

新仁会病院・新仁会病院介護医療院における

医療安全管理のための指針

1. 医療安全に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。我々医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けることで、医療というかたちで患者に実害及ぼすことのないような仕組みを院内に構築する。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、病院全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

2. 医療安全対策委員会

医療安全対策委員会は、医療・生活支援上の事故及びインシデントの防止と業務安全確保等、医療安全管理に関する全般的事項を審議する機関とする。

3. 医療に係る安全管理のための職員研修

安全管理のための研修会は、全職員を対象に、医療安全対策委員会が企画立案し、年2回以上実施する。

4. 院内における医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

医療安全対策委員会は、医療安全管理のため、医療安全管理マニュアルの中に医療事故に関する報告体制を作成して、広く医療事故に関する報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。なお、報告者は何ら不利益を受けない。

5. 医療事故発生時の対応

医療事故が発生した場合は、患者の救命と被害の拡大防止を最優先に考え行動する。また、当院のみでは対応が不可能と判断された場合には遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報を提供する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、1Fロビーに掲示するとともに閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。また、入院案内にも同様に記載しておく。

7. 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者及び家族等からの相談に対しては、相談を受けたスタッフが誠実に対応し、必要に応じ所属長、主治医へ報告し、説明を依頼する。

8. その他医療安全の推進

本指針及び医療安全管理のためのマニュアル等は、医療安全対策委員会の中で定期的に検討し見直すこととする。